



TOHO Lab News



令和3年6月29日付の「令和3年厚生労働省告示第263号（食品、添加物などの規格基準の一部を改正する件）」により、「清涼飲料水の規格基準」が一部改正されました。

■清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水）のうち殺菌又は除菌を行わないもの」

項目名	基準値	
	改正後	改正前
六価クロム化合物	0.02 mg/L	0.05 mg/L

■清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」

項目名	基準値	
	改正後	改正前
六価クロム化合物	0.02 mg/L	0.05 mg/L

【適用期日】

令和3年6月29日から適用となります。

※ただし、告示日から起算して6ヶ月の間に製造、輸入された清涼飲料水を加工、使用等する場合は改正前の基準によることができます。

また、同告示により下表項目について新たに基準値が設定されました。

■清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」

項目名	基準値	
	改正後	改正前
クロロ酢酸	0.02 mg/L	基準なし
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L	基準なし
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L	基準なし
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.07 mg/L	基準なし

【適用期日】

令和3年6月29日から適用となります。

※ただし、告示日から起算して6ヶ月の間に製造、輸入された清涼飲料水を加工、使用等する場合は改正後の基準は適用されません。

検査内容、お見積りなど、お気軽に営業部までお問い合わせ下さい。



〒556-0001 大阪府大阪市浪速区下寺3-11-14 担当：営業部
TEL：06-6648-7157 FAX：06-6636-9266

E-Mail：toholab@toholab.co.jp HP：<http://www.toholab.co.jp>

フリーメールアドレス(G-MailやYahoo mail等)には、社内セキュリティにより返信できません。

発信アドレスは、所属機関やプロバイダーのメールアドレスをご使用ください。

TOHO Biological Laboratories Co.,Ltd. ISO9001認証取得



■許認可・登録

- ・登録衛生検査所（微生物）
- ・建築物飲料水水質検査業
- ・環境計量証明事業登録
- ・厚生労働省登録水質検査機関
- ・温泉成分分析機関
- ・食品衛生法登録検査機関